

◆—目次—◆

1. 認証範囲の拡大について
2. 認証した製品に関する軽微な変更に対する対応について

◆-----◆

1. 認証範囲の拡大について

この度、鉄道認証室（NRCC）は、認証ニーズの高まりに対応するため、RAMS規格（IEC 62278）等の4規格について、これまでRAMSライフサイクルの第7段階（製造）までとしてきた「RAMS製品認証」の認証範囲を、RAMSライフサイクルの第8段階（設置）又は第9段階（システムの妥当性確認）まで拡大する関係規程の改正を行い、令和3年4月1日から施行いたしました。

今回の規程改正は、現在の認定範囲に影響しない形での改正であり、従前に取得された認証には影響ありません。

拡大した認証範囲の認証については、認証の実績ができた段階で認定機関に認定の申請を行う予定です。認定を取得するまでの間は、認定範囲外の認証となります。

2. 認証した製品に関する軽微な変更に対する対応について

鉄道認証室（NRCC）により認証した製品について、以下の条件を満たす軽微な変更については、契約手続きをしない特別調査として、レターによりNRCCの判断を発行することといたします。これにより、契約手続き等による時間を省くことができ、迅速に対応ができるようになります。

■NRCCが認証した製品に関する軽微な変更によるレター対応の条件

- ・機能修正が含まれないバグ修正であること。
- ・IEC 62279:2015で規定されているSoftware LifecycleのSoftware Component Specification下位のレベルの修正であること。（Software Component Specificationより上位の修正がないこと。）
- ・Software Maintenance Plan、Software Quality Assurance Plan、Software Verification Plan、Software Validation Plan、Software Configuration Plan等の変更に関する計画に基づき変更手続きを行っていること。

上記情報につきましては、交通安全環境研究所のホームページに掲載していますが、ご不明な点等ございましたら、鉄道認証室（NRCC）にお問い合わせください。

◆-----◆

発行者 : 独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所 鉄道認証室
Web : <https://www.ntscl.go.jp/certification.html>
Phone : 0422-41-3832
E-mail : nrcc@ntscl.go.jp

◆-----◆

